令和4年度における国立循環器病研究センターの中小企業者に関する契約の方針

国立研究開発法人国立循環器病研究センター(以下、「当センター」という。)は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。)第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針(令和4年8月26日閣議決定。以下「基本方針」という。)に即して、令和4年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針(以下「本方針」という。)を次のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、中小企業・小規模事業者(官公需法第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)の事業活動においても甚大な影響が生じており、これまで以上の配慮と取組事項の強化が必要となっていることから、当センターは、令和4年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額の比率が68.5%、金額が約110億円になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、1.14%を上回るよう努めるものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当センターは、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏ま えた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を 作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品につ いては、特に最新の実勢価格や需要状況(例えば季節要因)等を考慮するよう努 めるものとする。

また、物件の発注にあたっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、周辺地域で生産されていることを理由として不当に取引を制限しないものとする。

2 平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風及び令和2年 7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、上記1に掲げる実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成等について同様の配慮に努めるものとする。

3 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、中小企業・小規模事業者においても事業活動の縮小又は休止を余儀なくされており、早期の事業立て直しを支援する観点から、中小企業・小規模事業者から物品や役務、工事等(以下「物品等」という。)を調達する場合は、以下の点に留意・必要な措置を講じた上で、会計手続を進めること。

- ① 中小企業・小規模事業者の状況にも配慮した柔軟な納期・工期の設定
- ② 事業完了後、速やかな検査及び支払の実施
- ③ 最新の実績価格等を踏まえた適切な予定価格の作成及び契約金額の見直し・変更
- ④ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための経費の適切な計上
- 4 官公需に関する相談体制の整備

財務経理部調達企画室の「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

5 分離・分割発注における事例の活用

物件等の発注に当たっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地が

ないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

6 適正な納期・工期・納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省 庁からの要請等に留意しつつ、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平 準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応で きるよう配慮するものとする。

7 一括調達、共同調達における事例の活用

一括調達、共同調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、 適切な配送エリア等について設定を行うよう努めるものとする。

また、近隣の他独立行政法人等との共同調達を実施するに当たっては、分離・ 分割発注を検討する等の中小企業・小規模事業者の受注の機会を確保することに も配慮するものとする。

8 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達、共同調達による競争参加資格の設定に際しては、一等級又は二等級 下位の等級者の競争参加を可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

9 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進するため、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第1項に規定する「事業継続強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図るものとする。

10 地域の中小企業・小規模事業者の積極的活用

当センターにおいて消費される調達について、少額の契約であって随意契約による場合には、管内の中小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるもの

とする。

11 中小石油販売業者に対する配慮

災害時に迅速かつ円滑な燃料供給を必要とする車両を有する施設や、災害時の 拠点となる病院や避難所を有する施設を有する場合は、災害時の燃料供給等に関 する協定を締結する意義や必要性について検討し、地域の石油組合等から要請が あった場合には十分に協議を行うものとする。

災害時の燃料供給協定を締結し、官公需適格組合の証明を受けている組合をは じめとする石油組合を対象として、平時においても、一般競争契約においては、 当該協定を締結していることや管内に燃料供給拠点を有することなど適切な地域 要件の設定を行う等により、当該協定を締結する石油組合及び当該協定に参加す る中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

また、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、災害時の燃料調達協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、官公需適格組合をはじめとする石油組合との随意契約を行うことができる。

12 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払(毎月払い等) を行うよう配慮することに努めるものとする。

また、中小企業・小規模事業者との契約において、契約における支払いまでの 資金繰りの観点から、債券の譲渡が必要と認められる場合は、令和2年4月に施 行された民法(明治29年法律第89号)第466条第2項において、「発注者 から債券の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の 効力は妨げられないこと」とされた点にも留意の上、適切に対処を行う。

13 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料及び人件費(調達地域における人件費、社会保険料(事業主負担分及び労働者負担分)相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額)等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況(例えば季節要因)等を考慮するよう努めるものとする。

また、適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるようダンピング 防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査 制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価 格の妥当性について確認するものとする。

14 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、契約前において、最低賃金の改定額(契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。)を反映させた適切な予定価格を作成するとともに、入札金額の人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。契約時点において、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は、適切な価格での単価の見直しを行う旨(例えば、「契約締結後に最低賃金の改定が行われ、作業従事者の人件費が最低賃金額を下回った際は、契約額の変更を行う」等)の条項をあらかじめ契約に入れることなどにより、年度途中に最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

また、契約(工事及び役務に係る契約に限る。)締結後において、最低賃金額の 改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に 確認し、双方協議の上、適切な価格での契約変更を行うなど、受注者が労働者に 対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。 なお、契約変更の必要性の確認に当たっては、例えば受注者に対して、当該契約 の労働者の賃金を示す資料の提出を求めるなどして、確認を行うものとする

15 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価

格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に 応じて必要な契約変更の実施を含め、適切に対応するものとする。

また、物件及び役務の契約について、契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

当センターは、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すと ともに、次のとおり取り組むものとする。

(1)過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう「ここから調達サイト」の情報等を活用し、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

(2) 競争参加者の資格等の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られるときには、下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めるものとする。

(3) 新規中小企業者からの相談体制

財務経理部調達企画室の職員を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、 基本方針に即して取り組む。

第4 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、当センターの財務経理部調達企画室で調達される案件に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のため、当センターに推進本部を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

なお、推進本部においては、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、 実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当 に対し改善策を指示する。

付則

〇本契約の方針の公表

官公需法第5条第3号に基づき、本方針は速やかに公表する。

別紙

推進本部

本部長 : 財務経理部長

本部員 : 財務経理課長

:企画経営課長

:調達企画室長

:監査室長

(事務局 財務経理課調達企画室)